

閣 副 第 1294 号  
令和 3 年 8 月 6 日

## 行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聰 殿

内閣官房副長官補

藤井 健志



令和 3 年 6 月 2 日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」に関する法令等協議、法令以外の協議（行政文書ファイル管理簿・土地調査検討室分）に綴られた文書）（同月 7 日受付）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

### 記

#### 1 開示する行政文書の名称

別紙の通り

#### 2 不開示とした部分及びその理由

別紙の通り

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があつたことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

#### (1) 開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の算定基準	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いただく開示実施手数料(※)
電子的記録 5ファイル (用紙に出力した場合、A4判用紙131枚(うちカラー1枚))	閲覧	100枚までにつき200円	400円	100円
	複写機により白黒で出力したもの交付	用紙1枚につき10円	1310円	1010円
	複写機によりカラーで出力したもの交付	白黒のページ:用紙1枚につき10円 カラーのページ:用紙1枚につき20円	1320円	1020円
	CD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、1ファイルごとに210円を加えた額(CD-R1枚)	1150円 (注)	850円 (注)

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課までご連絡ください。

#### (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記載した日時のうち、希望する日時を選択してください。

日時：令和3年8月10日から令和3年10月12日まで（行政機関の休日を除く。）の  
10:00から17:45まで（昼休み（12:00～13:00）を除く。）。

場所：中央合同庁舎第8号館2階N213号室（予定）  
(内閣官房情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1)

#### (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料

日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受理した日から一週間後までに発送予定  
郵送料（見込み額）：紙の場合 定形外郵便（規格内）1kg以内 580円  
CD-Rの場合 定形外郵便（規格内）100g以内 140円

### 4 担当課等

〒100-6014 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング14階  
内閣官房 重要土地等調査法施行準備室 03-6807-3400

(別添)

No	行政文書の名称等	開示実施頁数	うち カラー 頁数	決定区分	不開示とした場所	法第5条の該当号	不開示理由
1	【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）	62	1	部分開示	担当者名、直通番号、内線番号及びメールアドレスが分かれる記載部分	1, 6号	担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがあることから、法第5条第1号に該当。直通番号、内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号柱書に該当。
2	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の質問及び回答	43	0	部分開示	担当部局、担当者名、行政機関の直通番号、内線番号、メールアドレス、質問の内容及び内閣官房回答の記載部分	1, 4, 5, 6号	担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがあることから、法第5条第1号に該当。一部の担当者名（3～8頁）については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号に該当。担当部局、直通番号、内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号柱書に該当。質問の内容及び内閣官房回答については、審議、検討又は協議に関する情報であって、忌憚のない意見交換が行われることが多く、公にすることによって、本法のみならず、将来制定される法律の案文が形成される過程において、関係省庁間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について、無用な誤解や憶測などを招くなど、不当に国民の間に混亂を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当。
3	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（協議）の意見及び回答	14	0	部分開示	担当部局、担当者名、行政機関の直通番号、内線番号、メールアドレス、意見の内容及び内閣官房回答の記載部分	1, 3, 4, 5, 6号	担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがあることから、法第5条第1号に該当。一部の担当者名（1、3頁）については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、情報収集活動に対して対抗・妨害措置が講じられるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第6号に該当。一部の担当者名（5頁）については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、職員に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号に該当。担当部局、直通番号、内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号柱書に該当。意見の内容及び内閣官房回答については、審議、検討又は協議に関する情報であって、忌憚のない意見交換が行われることが多く、公にすることによって、本法のみならず、将来制定される法律の案文が形成される過程において、関係省庁間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について、無用な誤解や憶測などを招くなど、不当に国民の間に混亂を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当。
4	【事務連絡】「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）	9	0	部分開示	担当氏名、直通番号、内線番号及びメールアドレスが分かれる記載部分	1, 6号	担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがあることから、法第5条第1号に該当。直通番号、内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号柱書に該当。
5	「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案」について（再協議）の質問及び回答	3	0	部分開示	担当部局、担当者名、行政機関の直通番号、内線番号、メールアドレス、質問の内容及び内閣官房回答の記載部分	1, 5, 6号	担当者名については、公にすることによって、特定の個人を識別することが可能となり、本法に反対する個人及び団体等から職員や家族に圧力や干渉、嫌がらせ等が行われるなど、個人の不利益を被るおそれがあることから、法第5条第1号に該当。担当部局、直通番号、内線番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法第5条第6号柱書に該当。質問の内容及び内閣官房回答については、審議、検討又は協議に関する情報であって、忌憚のない意見交換が行われることが多く、公にすることによって、本法のみならず、将来制定される法律の案文が形成される過程において、関係省庁間の率直な意見交換が不当に損なわれるおそれがあるほか、関係省庁の将来の政策の方向性や政府部内の当該政策課題に対する考え方の懸隔について、無用な誤解や憶測などを招くなど、不当に国民の間に混亂を生じさせるおそれがあることから、法第5条第5号に該当。